

## 【震災復旧・復興に関する地区説明会（大根布地区）】

主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※：補足事項

---

○液状化対策を実施すると思うが、今後、同規模の地震が発生した場合、液状化被害が発生しない対策を実施すると理解してよいか。

●対策をした場合でも完全に安全とは言えない。あくまでも液状化のリスクを下げるということでご認識いただきたい。

---

○仮設住宅の期限である2年を経過した後はどうなるのか。

●現状では2年としているが、宅地の復旧・住宅の再建が進んだ場合は、転居いただくことになる。

○年金生活者はその目途が立たない。

●高齢の方で資金がない場合、公営住宅に住むことも考えられる。住宅を失った方が災害公営住宅に入るためのアンケートを実施する。

○仮設住宅の期限を5年に延長できないのか。

●東日本大震災では今も仮設住宅に住み続けている方がいる。次の住む場所が無い場合は延長を繰り返すことになるかと国からも聞いている。液状化対策をするにも合意が必要であるため時間を要する。それを踏まえると2年の短期間ではすべては解決しないため延長することになると考えている。

○境界が完全にずれている状況にあり、公費で個人の財産を戻す考えはあるか。

●民地境界の確定方法や補助等については国交省と協議している。境界についての管轄である法務局とも協議している。

---

○家の解体はいつ頃になるのか。また、自宅前の道路はいつ直るのか。

●公費解体については国の制度に則って来年10月までに解体を進める予定であり、効率性を重視して順次進めている。大根布地区でも、早いところで来月上旬から最終立ち合いを開始する予定であり、工事は1～2か月後からになる見込み。

●道路の本格復旧には液状化対策等が必要であり時間を要するが、応急的な工事は今冬までに対応したいと考えており、少しでも今より生活環境が改善するようにしたい。

○鶴ヶ丘のトレーラーハウスタイプの建設型応急住宅に住んでいるが、2年経過後も住むことができるのならば、有料でも住むことは可能か。

●応急住宅は2年間無償である。延長となる可能性はあるが、同じ場所になるかどうかはわからない。トレーラーハウス協会との契約もあり、延長できるかどうか協議を要する。

※プレハブタイプやトレーラーハウスタイプの応急住宅は期間終了後の有料での入居は考えておりません。なお、室地区に建設中の木造型の応急住宅については、期間終了後には公営住宅としての利用を考えております。

---

○県営住宅に住んでいるが、1年間の期限となっている。その後は有料で住み続けることになるのか。

●県に確認し、後日連絡したい。

※公営住宅の一時使用については、1年経過後も被害や再建等の状況により入居期間が1年延長されます。

---

○将来的に町と国で液状化対策を進めることとなった場合、既に個別再建してしまっていた場合はどうするのか。どのように動くべきか困惑している。

●公共事業として実施する液状化対策事業については、実施区域や工法も明確になっていない。先に被災宅地等復旧支援制度を活用して個別再建し、その後、公共事業で液状化対策を実施することとなった場合、個別再建した際の個人負担が残る。

※公共事業で面的に対策を実施する場合、個々の宅地における液状化のリスクは下がると考えており、仮に、既に支援制度を活用して個別に地盤改良を行った場合は、工事が無駄になるわけではなく、よりリスクを下げることに繋がると考えています。

○先行きが分からない中、それを想定しながら復旧をしないといけないということか。

●10月中に国から対策工法が示される予定である。採用する工法に応じて民地への影響が生じる可能性があるため、提示される工法を見極めて判断していく必要がある。

●仮に個別に被災宅地復旧支援制度を活用して傾きを直した後に、公共事業の影響で地盤が下がった場合は、国からは補償する制度があると聞いている。

○その時点で目に見えて地盤が下がったのなら対象になると思うが、個人で対応したことで将来的に液状化しやすくなった場合の責任問題はどうか。

●公共事業を実施して地盤が下がったかどうかは事業の前後で影響を調査する。見た目等ではなく、しっかり調査したうえで対応することになる。

---

○被災宅地等復旧支援事業の補助について、全壊や半壊、一部損壊などの罹災状況は関係なく使えるのか。

●対象は令和6年能登半島地震の液状化被害を受けた宅地となる。

---

○道路の復旧状況の説明の時に、境界については国等と調整中との説明があった。その一方でP15では隣接者と相談して直してもよいとの記載がある。境界については調整したい人は個別に対応しても良いということなのか。

●まずは道路と民地の境界を基準とすることを考えており、どのように決めるかが問題になる。国の液状化調査における、地形変位量の調査結果を踏まえ、基本的に元に戻すのか移動後を基準にするかなど、方針が決まってくると思う。県においても同様の話をしており、県道が決まり次第、町道の境界を決めていくことになる。

※隣接者には住民だけではなく官（道路）も含まれますので、宅地復旧される際は、官民を含めた境界の確認が必要となります。

○町道や県道の境界を動かさない（元に戻せない）ことになると、所有地が広くなったり狭くなったりすることはあり得るのか。

●考えられる。

---

○建替か修繕かの判断について、相談する業者により判断は異なる。珠洲市において建築士が被災宅を個別訪問し、公費解体すべきか修繕して住むか助言しているとの報道を見た。被災した人は自宅を壊すのか、住み続けるのか悩んでおり、このような支援があると良い。

●9月1日に町民ホールにて専門家の無料相談会を開催する予定である。1回限りではなく、今後も継続できるように関係機関と協議し、調整していきたいと考えている。

※9月1日の無料相談会では、現地に移動し詳細な相談をすることも可能です。

---

○大根布の液状化した地区には空き家が相当数ある。空き家の持ち主は無関心な方が多く、2階の冷房の室外機が落ちそうであるものや、ブロック塀が道路にかかっているなど、危険な状態にある。空き家の危険性は町で把握しているのか。

●空き家については町民からの相談や町での確認を踏まえ、危険と思われるところは、持ち主を探すなどの対応を行い指導・勧告をさせていただいている。そのような情報があれば教えていただきたい。

---

○町として、液状化の進行は止まっていると考えているのか。今、家を直していいのかが判断できない。

●被災された方との話の中で、液状化が収まっていないと聞くことはある。ただ、数値的な根拠はなく、根拠として示す材料は持ち合わせていない。

○住宅耐震化促進事業は住宅基礎の傾斜修復工事が対象とのことであるが、基礎工事の部分だけが対象となるのか。

●傾斜修復であるため、（基礎より）上の部分も対象になる。住宅耐震化促進事業であるため250万円までであればこちらを使ってもらうことになる。それ以上の費用については自己負担となる。

○P13の事例3に「小規模な耐震改修に併せ」とあるが、基準は何かあるのか。

●耐震診断で耐震補強が必要な場合は対象となる。

○耐震補強は完璧に補強しなければならないのか。

●部分的なものでも良い。一部屋だけでもよい。

○隣接者と境界確認を実施とあるが、ブロック塀が波打って境界が分からないなど、住民同士では協議のしようがない。どうしようもないのだが、専門家に見てもらうなど、境界確認についての支援はないのか。

●民境界の前に道路境界を決めないと判断が難しいと思う。

○境界部は道路がしっかりするまで触らないということか。

●道路との境界がはっきりするまでは難しいかと思う。

---

○耐震診断は誰にしてもらえばよいのか。

●石川県の震災住宅相談ボランティアダイヤルをご案内している。こちらで建築士とご相談いただきたい。耐震診断には（補助率3/4で上限）9万円まで補助できる。

---

○公共事業として液状化対策を実施する際に、合意形成を進める課程で、一部の人が反対すると地域がバラバラになってしまう。その点についてご配慮いただきたい。

●大根布でも地区協議会を作っていただいているので、じっくりと話を進めていきたい。

---

○町がどういう状態にあるのか、進捗状況が住民には分からない。復旧等が予定よりも時間がかかってしまうことは理解するが、状況を町のHPや広報などで教えていただき住民との距離を縮めてもらいたい。

●7月に被災宅地等復旧事業の上乗せを議会に諮り予算措置を決めた。説明が遅くなり申し訳ない。今後も情報発信に努めたい。

○補助だけでなく、電力の電柱修復などのことも含めて情報を提供いただきたい。

●承知した。

---

○地震で自宅の外壁の一部が剥がれ、業者には全部直した方がよいと言われたが、予算の関係上一部のみ修復した。現状、応急処置であり、台風等によって修理が必要となった場合は自己負担となるのか。

●自己負担になる。